

傍 聴 要 領

岩手県肝炎対策協議会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、事前申込による先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食または喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 補足事項

- (1) この要領に定めるもののほか、傍聴に関して必要となる事項は、会長が当協議会に諮って定めることとします。
- (2) 議事の内容に応じて会議の一部が非公開となる場合があります、その際には退出をお願いしますので、御了承願います。